



令和元年5月17日
国際平和協力本部事務局

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

1. 趣旨

我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に、平成23年11月から司令部要員を派遣しており、現在、4名の司令部要員（兵站、情報、施設及び航空運用幕僚）が活動を実施しています。また、平成24年1月から平成29年5月末にかけて陸上自衛隊の施設部隊を派遣しました。

南スーダンは、スーダンにおける長年の内戦を経て南北間の和平を達成した後、2011年（平成23年）7月に独立を果たしました。昨年9月には再活性化された衝突解決合意が署名され、現在は全当事者が、同合意の履行に取り組んでいます。国際社会としては、今後も協力して関係者に合意遵守を働きかけるなど、安定に向けた取組を後押ししていく必要があります。

こうした状況を背景に、本年3月15日、国連の安全保障理事会においてUNMISSの活動期間を2020年（令和2年）3月15日まで1年間延長する安保理決議第2459号が採択されました。これを踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更して、下記のとおり、派遣期間を延長することとなりました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、国会に報告することとなっています。

2. 変更内容

○派遣期間の延長

- ・ 現行実施計画の派遣期間：平成31年5月31日まで
- ・ 延長後の派遣期間：令和2年5月31日まで（1年間の延長）